

●香川県告示第146号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第1項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成29年4月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 変更年月日

平成29年4月1日

2 所在地

高松市番町4丁目1番10号

3 名称

変更前 一般社団法人香川県食品衛生協会

変更後 公益社団法人香川県食品衛生協会

4 売りさばき場所

さぬき市津田町津田930-2 香川県大川合同庁舎内

小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 香川県小豆総合事務所内

高松市桜町1丁目10-27 高松市保健所内

丸亀市土器町東8丁目526 香川県中讃保健福祉事務所内

観音寺坂本町7丁目3-18 香川県三豊合同庁舎内